

特定非営利活動法人プラチナ美容塾  
交通費規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人プラチナ美容塾(以下、当法人という)の会員等が業務に際し、移動の際の交通費の支払いに関しての、基本事項を定めるものである。

(会員等の旅費交通費)

第2条 会員等が当法人の業務のために移動した場合は、その実費を、以下の原則により支給する。

(1) 起点は自宅とし、移動には、原則として、公共交通機関を利用する。

(2) やむを得ない理由でタクシーを利用した場合は、領収書を受領する。

(3) 業務上宿泊が必要になった場合は、その宿泊費の実費を支給する。食費等は負担しない。

(自己所有車両の使用)

第3条 自己所有車両を業務の交通手段として使用する時は、自己所有の自動車のみを使用可能とし、使用に当たっては、予め事務局長の承諾を受けなければならない。

2. ガソリン代については、走行キロ数10kmにつき100 円を支給し(10km未満は四捨五入)走行距離が1 日100kmを超えたときは使用料として2,000円を支給する。有料道路は実費支給とする。

3 自己所有自動車の使用に当たっては、強制保険を付与し、且つ、対物保険は5千万円以上、対人保険は1億円以上の自動車保険を付与しなければならない。

(交通費の清算)

第4条 交通費の清算支払いは、当該者がその目的・移動経路を記入した請求書を出納責任者に提出し、出納責任者は清算業務を実行する。

(講師への交通費)

第5条 当会が主催するセミナー等の講師に対する交通費は、1回1万円を限度に、これを支払うことができる。

2 講師に対する支払いが1万円を超えるときは、謝金と交通費を区分して、交通費については実費を、交通費実費をこえるものについては謝金として源泉徴収したうえで、これを支払うことができる。この場合の交通費は、タクシー、ハイヤーの利用を認める。

(本規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

(補足)

第6条 この規程に定めるもののほか、施行についての必要な事項は、理事長がこれを定める。

附則 平成29年11月15日制定、施行。